

## 下川町自治基本条例の一部改正案の概要

- 1 第3条（基本理念）…町政運営に関する町及び議会の役割、機能、責任等を規定。

町政運営の監視、牽制に「調査、政策形成及び提言機能」を加え、町民の増進に努めることとするもの。

※議会は、独自の調査活動や町民への広聴活動を活かして、議会の政策形成や政策提言を行うものです。

- 2 第8条（町民参加の推進）…総合計画の策定、町民の権利の制限、町民に大きな影響を及ぼす施策、公共施設の管理運営の決定などの時は、主権者である町民の意思が反映されるよう町民参加を推進することを規定。

現条例では、「法令の規定によるものや緊急を要するもの」を除き町民参加を推進しますが、法令の規定や緊急を要する場合も含めて町民に関わろうとするものです。

また、広く町民が利用する施設については、整備する場合を含めて町民参加を推進しようとするものです。

※町の裁量がない法律等の改正により条例が変更される場合（例えば、税条例など）や国等の事業申請など短期間で応募すべき案件の場合にも町民の意思が反映されるよう手続きを進めることとなります。

### 3 第6章 議会

- ① 第19条（議会の基本的事項）を（議会の役割と権限）に改め、第1項から第3項を改め、第4項を新規に追加するものです。

#### （議会の役割と権限）

第19条 議会は、町民の意思が町政運営に反映されることを念頭に、議決事項を慎重に審議し、合議制によって下川町の意思を決定する役割を有します。

2 議会は、条例の制定、改正や廃止等の立法の権限を有します。

3 議会は、予算、決算、財産や政策執行等に関わる意思決定の権限を有します。

4 議会は、執行機関に対する調査や監査請求等の監査の権限を有します。

- ② 第20条（議会の役割と責務）を（議会の責務）に改め、第1項を次のとおり改め、第2項を削除するものです（第3項から第5項までは改めません）。

（議会の責務）

第20条 議会は、情報共有と町民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。

2 （削除）

3～5 略

※議会は、町民と情報共有する義務があり、よりよい議会を目指して改善するための改革をする責務があるとするもの。

- ③ 第21条（情報の公開）第3項を新設し、非公開とすることが可能とするものです。

第21条 略

2 略

3 議会は、本会議のほか常任委員会、特別委員会の会議を原則公開とし、公開することが不相当と認められる場合は非公開とすることができます。

※個人情報の保護等の観点から非公開についても規定。

- ④ 新第22条（議会活動の充実）として新規に設置し、議会活動を充実させるための基本制度を規定し、政策提案の拡大、質疑の充実、研修の充実、政策・研究活動の充実を図るものです。

（議会活動の充実）

第22条 議会は、調査権の行使や町民提案等の活用を図り、政策提案を行うよう努めます。

2 議会は、政策課題等を的確に把握し、議会活動における質疑の充実に努めます。

3 議会は、常に町政運営に町民の意思の反映を図るため、自主性、自立性に基つき政策等に関する調査研究を進めます。

4 議会は、議員等の政策立案能力、立法能力と審議能力を高めるために研修の充実に努めます。

5 議会は、議会活動の記録とともに、その活動の充実を図るための情報や資料を整備します。

※議会制度を充実させるために規定し、議会の政策提案の拡大を図り、議員の能力向上を図るために研修、政策・研究活動の充実を図るもの。

4 第9章第33条（議員の責務）の一部を改めようとするものです。

議員として、「政治に対する倫理性を常に自覚する」ことを加え、新規に「議員能力を高めるために自己研鑽に努める」ことを追加しようとするものです。

※倫理性の自覚と町民の疑念を招くことのないよう行動すること、審議能力、政策形成能力など自ら資質向上に努めるものです。

5 第10章に新規に追加するもの（検証等）

5年を超えない範囲で自治基本条例が的確に実施されているかについて、検証を行い、必要に応じて条例を改正するもの。

※制定当初には設置されなかった規定。検証により適正な運用を目指すもの。

## 自治基本条例の適正な運用を目指すための方策（案）

1 第25条（町長の倫理規定）

「下川町長等政治倫理規程」第4条の「審査会」により調査審議いただくとともに、審査会委員の選出については公募を取り入れることとし、適正な運用に努めます。

2 自治基本条例の適切な運用

町職員は、自治基本条例を適切に運用することが求められるため、職員向けの「手順書（例）」を作成し、職員相互の理解の増進を図ります。

3 パブリックコメントの運用

町民参加の方法のうち、「パブリックコメント」の運用について、「下川町パブリックコメント手続規則」を検証し、必要に応じて改正します。